

〔団体の概要〕(NGO/NPO用)

団 体 名	恵庭ホタルの会		
所在地	〒061-1374 北海道恵庭市恵み野北 1-11- TEL:0123-37-0181 FAX:0123-37-0181 E-mail:st@sea.plala.or.jp		
ホームページ			
設立年月	平成 4 年 10 月 2 4 日 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	田中 清一	担当者	田中 清一
組 織	スタッフ	20 名 (内 専従 0 名)	事務所 あり
	会員制度 (あり)	正会員 8090 名 (内訳: 個人 90 名/13 団体・法人 8000 名) 賛助会員 名 その他会員 名	
設立の経緯	平成 4 年 7 月、北海道ハイテクノロジー専門学校に「ホタルの里づくりクラブ」が誕生し、ホタル研究と仲間づくりを進める中、恵庭市と協議の結果、平成 4 年 10 月「水と緑の安らぎのまちづくり」を掲げる恵庭市と、官民一体になって「ホタルの棲める環境づくり」を目指し発足する。		
団体の目的	恵庭市の「水と緑の安らぎのまちづくり」を推進するため、官民一体となりホタルの棲める環境づくりをめざし、自然環境回復保全活動を推進することを目的とする。		
団体の活動 プロフィール	1. この目的達成のため、まず環境活動は仲間づくりからと、そしてホタルの棲める環境づくりを研究する。 2. 幸い市民の理解と支援のもとに、現在 8,090 名の会員となり全国でもトップの会員を誇っている。(家族会員を含めると市民の 12% が会員) 3. 過去 9 年間の主活動は、 青少年の環境学習の支援 企業の環境づくり支援 図書館への環境図書寄贈 全道・全国との交流 毎年研修会実施 第 30 回全国ホタル研究大会開催 資金造成活動 ホタル生息地保護活動 ホタル講座開設 ホタル水路完成への協力 ホタル観察会 小中学生対象に標語・絵画募集による啓発活動 河川清掃 北の蜋展示館建設計画 (最終的に用地メドたたず完成に至らず) 4. 本年は発足 10 周年に当たり、内容ある事業を展開し、21 世紀にふさわしい節目の活動を展開しようと計画。 5. 以上の諸活動を通しての成果 発足当時からみて、恵庭ホタルの会・環境への関心が高まった。 一度失った自然は、容易に戻らない事を実感した。 それだけに今ある自然は、人類の宝として守らなければならない。 ホタルを象徴としての環境活動は、広く市民に理解されやすい昆虫である。		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	3 5 9 , 3 1 3 円	

団体・企業名	恵庭ホタルの会	担当者名 田中 清一
--------	---------	---------------

〔政策提言の内容〕

政策のテーマ	環境基本法の改正		
政策の分野	番号	9	法改正 環境パートナーシップ（環境教育・学習・環境アドバイザーの強化）
政策の手段	番号	1 8 12 13	法律改正（環境規制・・罰則を伴う義務） 環境教育・学習の強化 IT 等を通して情報収集及び提供 国民の参加促進
政策の目的			
旧態依然とした、お上依存型の風土に染まった国民は未だ目が覚めない。市町村の各自治体が動かなければ、ましてや住民は動くはずが無い状況である。政策的には無関心層の多いことは長短あるが、事環境政策にはガンである。 これを除去するためには、国・自治体・企業・住民すべてに義務づけをした法改正により、国民運動として環境回復・保全に取り組む必要がある。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
平成 5 年環境基本法は制定され 8.5 年を経過した現在、第 7 条既定の自治体ですら条例制定は 9.4 %、基本計画策定 8.5 %と 10 分の一に満たない現状である。（北海道）全国調査するも環境庁からの回答はない。 担当者によれば、責務とは各自治体の判断に任されていることで義務は無いと嘯く。辞書を引くまでもなく『責任と義務を果たすこと』と学校教育では教えている。それが政治・行政では自分の所管の都合よく解釈してはばからない現実・・・これも問題点 この結果が上記%となっていると言える。このことは「仏作って魂入れず」で、大半が法を無視乃至は必要性・重要性を感じていないことになる。 また制定市町村自治体の中には、条項のよってはさらに表現を弱め、骨抜き条例を制定し行政責務を終えたとしている傾向がある。真剣な環境行政は時に住民と、厳しい現実を乗り越える気概が欲しいものである。 今やこれほど深刻になっている地球規模での環境汚染を、他人事のように受け取って居る国民がいかに多いか、まず真剣に現実を見直す必要がある。			
政策の概要			
- すべての政策に言えることであるが、法案が制定された以上この趣旨を各自治体は具現化する責務があり、これを推進する責務がすべてにある。 - これを放置し部分的政策推進では法の実効は一部であり、大所高所からの推進こそ環境問題は実効が期待できるのである。 - この現実を打破し真に実効ある環境政策を推進するために次のように提案する。 環境基本法を一部改正する 監視義務を設ける 罰則条項を設ける - 第 6・7・8・9 条・・・責務を<u>有する</u>を・<u>課する</u>に改正			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください）
1．環境省にて 改正法案の作成・提案・・・公聴会・・・国会審議・・・可決・・・公布 2．自治体・・・条例制定、乃至改正・・・公布・施行 企業・・・企業ぐるみの実践 町内会連合会・・・町内会・・・ 住民ぐるみの実践 3．環境教育・学習の方向は内容の要点化と実験実習体験を重視する。 4．公報機関・広報機関にて継続的啓発活動の推進
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）
国・各自治体を中心に、企業・住民が実施主体として活動を推進する。
政策の実施により期待される効果
環境問題について、国民論議が高まる 国民意識が格段の差で向上し、環境問題に関心がにわかに高まる。 10 年かかるとしたら、少なくとも 5 年で効果は期待できる。
パンフレット等添付資料名